

## 第2章 労使紛争の調整

### 第1節 労使紛争調整の概況

行政執行法人の平成29年中の調整事件数は、調停が2件（本局扱い）で、いずれも新規係属事件であり、これを法人別にみると、独立行政法人国立印刷局（以下「印刷」）と独立行政法人造幣局（以下「造幣」）の調停申請が各1件となっている（第41表参照）。

第41表 調整区分別法人別調整事件一覧

区 別	印刷	造幣	計
調 停	1	1	2
計	1	1	2

（注）平成29年は、あっせん事件及び仲裁事件はなし。  
以下、第42表、第43表も同じ。

さらに、申請事項別では、印刷と造幣の2件は「賃金その他の給与に関するもの」となっている（第42表参照）。

第42表 申請事項別調整事件一覧

区 別	団体交渉の 手続き方法に 関するもの	賃金その他の 給与に関する もの	勤務時間・休 日・年休等に 関するもの	退職取扱等 に関するもの	その他	計
調 停		2				2
計		2				2

具体的には、全印刷及び全造幣から5月8日に調停申請された平成29年度新賃金紛争に関する事件である。

新賃金紛争に関する事件の処理状況をみると、いずれも調停成立、即ち、調停案をもって解決が図られた（第43表参照）。

両調停事件は、組合要求に対し、印刷当局は「現段階における、日本経団連等民間企業の労使の公表やマスコミの報道等によれば、多くの企業が4年連続となる賃上げを実施する傾向にあると感じるものの日本経団連による中小企業の公表は未だなされておらず、大勢において昨年を下回る可能性が高いことや、業種によってその傾向が異なっていることなどを鑑みれば慎重にならざるを得ない。しかしながら、もし『日本経団連により中小企業の状況について大手企業と同様に賃上げを実施しているという方向性が読み取れる内容の公表がなされたならば、』当局職員の給与水準について改善する方向で検討する状況が整うと思われるが、まだ公表されていない現況にあつては、検討の方向性も示すこともできないので、引き続き、諸般の情勢を見極めさせていただきたい」とし、造幣当局は「連合及び日本経団連等の集計結果が公表されていることは承知しているが、日本経団連の中小企業に関するデータが公表されていないなど、現時点では具体的な回答を行う状況にない。しかしながら、今後日本経団連によるデータが引き続き公表され、今春の民

間企業の従業員給与の動向に関する一定の情報が揃う状況になれば、その内容次第でベースアップの実施に関して検討を進めることが可能な状況になるが、必要な情報を欠く現状にあっては、具体的な回答はできない」として、双方とも具体的な有額回答を行わなかったことから、組合が自主交渉を打ち切り申請してきたものである。中労委は、直ちに調停委員会の設置を決定し、5月17日に事情聴取、5月24日に労使委員の意見陳述、個別折衝を行うなど作業を進め、5月24日の深夜に「1人当たり0.29%相当額の前資をもって引き上げること」とする調停案を関係各労使に提示した。関係各労使は翌日の25日に受諾し、解決したものである（第43表参照）。

**第43表 調整事件の処理状況**

	区 別	印 刷	造 幣	計
調	成 立	1	1	2
	打 切 り			
停	取 下 げ			
	継 続 中			
計		1	1	2